

トライアル雇用就農促進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定及び雇用就農資金等実施要綱（令和7年3月31日付け6経営第2412号農林水産事務次官依命通知）に定めるトライアル雇用就農促進事業に定めるもののほか、トライアル雇用就農促進事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付)

第2条 知事は、トライアル雇用就農（正規雇用への移行を前提とした3か月以内の有期雇用による就農）を推進し、就農希望者が農業界にチャレンジしやすくするとともに、農業法人等が正規雇用の拡大に向けて必要な環境を整えることを促すため、予算の範囲内において、助成金を交付する。

(交付金額)

第3条 助成金の交付金額等は、下表のとおりとする。

交付金額	助成対象
農業法人等が雇用する就農希望者 1人あたり2万円/月 ※対象期間は3か月以内（1か月未満は交付対象外とする） ※就農希望者とは、トライアル雇用就農を希望しており、かつ、トライアル雇用就農の期間終了後、正規雇用により就農する意思を示しているものをいう。	次の条件を満たす農業法人等 (1) 就農希望者との間で3か月以内の有期雇用契約（1か月単位）を締結すること。 (2) 新たに正規雇用として期間の定めのない従業員等を雇用する意向があること。 (3) トライアル雇用就農により雇用する就農希望者に対して、労働者災害補償保険に加入させること。 (4) 有期雇用契約の1週間の所定労働時間が月間平均28時間以上であること。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、第6条の規定による交付申請書を提出するものとする。

(交付申請書及び添付書類の様式)

第5条 規則第3条に規定する交付申請書は、様式第1号とし、これに添付する様式は、様式第2号のとおりとする。

(交付条件)

第6条 規則第5条の規定により助成金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 助成事業の内容を変更する場合、様式第3号により変更承認申請書を提出し、知事の承

- 認を受けること。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りではない。
- (2) 助成事業を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに知事の承認を受けること。
 - (3) その他助成金の交付の決定に際し知事が特に定めた事項。

(軽微な変更)

第 7 条 前条第 1 号ただし書きの規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 助成対象者の変更
- (2) 就農希望者の変更
- (3) トライアル雇用就農期間の変更

(助成事業の遂行)

第 8 条 助成対象者は、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない。助成金を他の用途へ使用してはならない。

(実績報告書及び添付書類の様式)

第 9 条 規則第 12 条に規定する実績報告書及びこれに添付する書類の様式は、様式第 4 号のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日から 30 日以内又は当該年度の 2 月 28 日のいずれか早い日とする。

(関係書類の整備保管)

第 10 条 助成金の交付を受けようとする者は、助成事業に係る収入及び支出を明確にした帳簿及び証拠書類を整備し、事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。

附 則

この要綱は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

令和 年 月 日

富山県知事 殿

住所
申請者名
代表者氏名

トライアル雇用就農促進事業助成金交付申請書

令和 年度において、トライアル雇用就農促進事業を実施したいので、トライアル雇用就農促進事業助成金 円を交付されたく、富山県補助金等交付規則第 3 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

- 関係書類
- ・ トライル雇用就農促進事業実施計画書
 - ・ 個人情報の取扱いについて（別紙）
 - ・ その他必要な書類

.....
(助成金交付予定口座の情報)

金融機関名	
支店名	
口座種別	
口座番号	
(フリガナ) 口座名義	

様式第 2 号

トライアル雇用就農促進事業実施計画書

1 事業の目的

--

2 助成対象者

経営体名	
住所	
連絡先 電話番号	
メールアドレス	
ご担当者氏名	

3 トライアル雇用実施計画

就農希望者氏名	
トライアル雇用期間	令和 7 年 月～令和 年 月
主な仕事	

4 助成対象者チェックシート

チェック欄	摘要
☐	労働者災害補償保険（労災保険）に加入している
☐	新たに正規雇用により従業員を雇用する意向がある
☐	1 週間の所定労働時間が月平均 28 時間以上の労働契約を交わしている

5 事業完了年月日

トライアル雇用終了予定：令和 年 月 日

(別紙)

個人情報 の取扱いについて

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

トライアル雇用就農促進事業に係る個人情報の取扱いについて

富山県は、トライアル雇用集の促進事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 郷）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、富山県は、本事業による研修生の研修状況や就農状況の確認等のフォローアップ活動、申請内容の確認、国等への報告、学術研究等で利用するほか、必要最小限度において関係機関（注）へ提供します。なお、提供された情報に基づき、関係機関が確認等のための連絡を行う場合があります。

関係機関 （注）	国、事業実施主体、取組主体、取組主体から業務の一部を委託された者、都道府県、市町村、農業経営・就農支援センター、農業協同組合、学術研究機関等
-------------	--

個人情報の取扱いの確認
「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。 令和 年 月 日 氏名

富山県知事 殿

住所
申請者名
代表者氏名

トライアル雇用就農促進事業助成金変更交付申請書

令和 年 月 日付け富山県指令農経第 号で助成金交付決定のあったトライアル雇用就農促進事業について、下記のとおり変更したいので、富山県補助金等交付規則第 3 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

既交付決定額	金	円
変更申請額（総額）	金	円
追加交付申請額	金	円

（注）添付する関係書類は、様式第 2 号の関係書類の「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容と変更後の事業の内容とを容易に比較対照できるように、変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外になる事項については、省略する。

令和 年 月 日

富山県知事 殿

住所
申請者名
代表者氏名

トライアル雇用就農促進事業助成金実績報告書

令和 年 月 日付け農経第 号で助成金交付決定のあったトライアル雇用就農促進事業について、富山県補助金等交付規則第 12 条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

添付資料

- ・トライアル雇用就農促進事業実績報告書 ※実施計画書と実績に変更なければ不要
- ・労働者災害補償保険（労災保険）に加入していることがわかる書類
- ・契約書（1 週間の所定労働時間が月平均 28 時間以上の労働を取り決めたもの、有期雇用期間がわかるもの）
- ・有期雇用契約の実施を証明する書類
- ・その他必要な書類